

相 談 事 例

ID： 04-07-006

相談タイトル

相談者の方が所有する「山」の麓に建つ施設からの擁壁設置要求について

Q：ご相談内容

相談者家族が所有する「山」の麓部分に高齢者福祉施設が建設されたが、最近になり、全国各地の豪雨による土砂災害等も有り、山を所有する相談者側に対し豪雨の際にも山が崩れるなど土砂災害が発生しないよう、山の法面に擁壁等設置するよう要求があった。

設置費用についても相談者側に全額負担を求められているが、このような要求に対応しなければならないものなのか。又、擁壁設置する場合、費用を全額負担しなければならないものなのか聞きたい。

A：回答

相談者の方が連絡・確認を行った関連機関・内容

- ・前橋土木事務所に連絡をし、「群馬県建築基準法施行条例」に定めのある「ガケ地」の扱い等について話を聞き、所有する山の法面はガケ地には該当しない事を確認済み。

- ・前橋土木事務所に連絡をし、「土砂災害防止法」に基づき指定されている、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定は受けていないことを確認済み。

※上記から、建築基準法や土砂災害防止法上では、特に擁壁の設置義務等は該当する場所では無いことを確認済み

任意の危険回避のための対策に係る判断となるため、要求に応ずるべきか否かの判断は、いたしかねます。予想できないような集中豪雨などの発生により、仮に土砂災害が発生したときの損害賠償等の発生について、懸念されているようでしたら弁護士による法律相談を受けられてはと 생각합니다。